

伊万里市公告第40号

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、農業振興地域整備計画の一部を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更を次により縦覧に供する。

令和8年6月22日

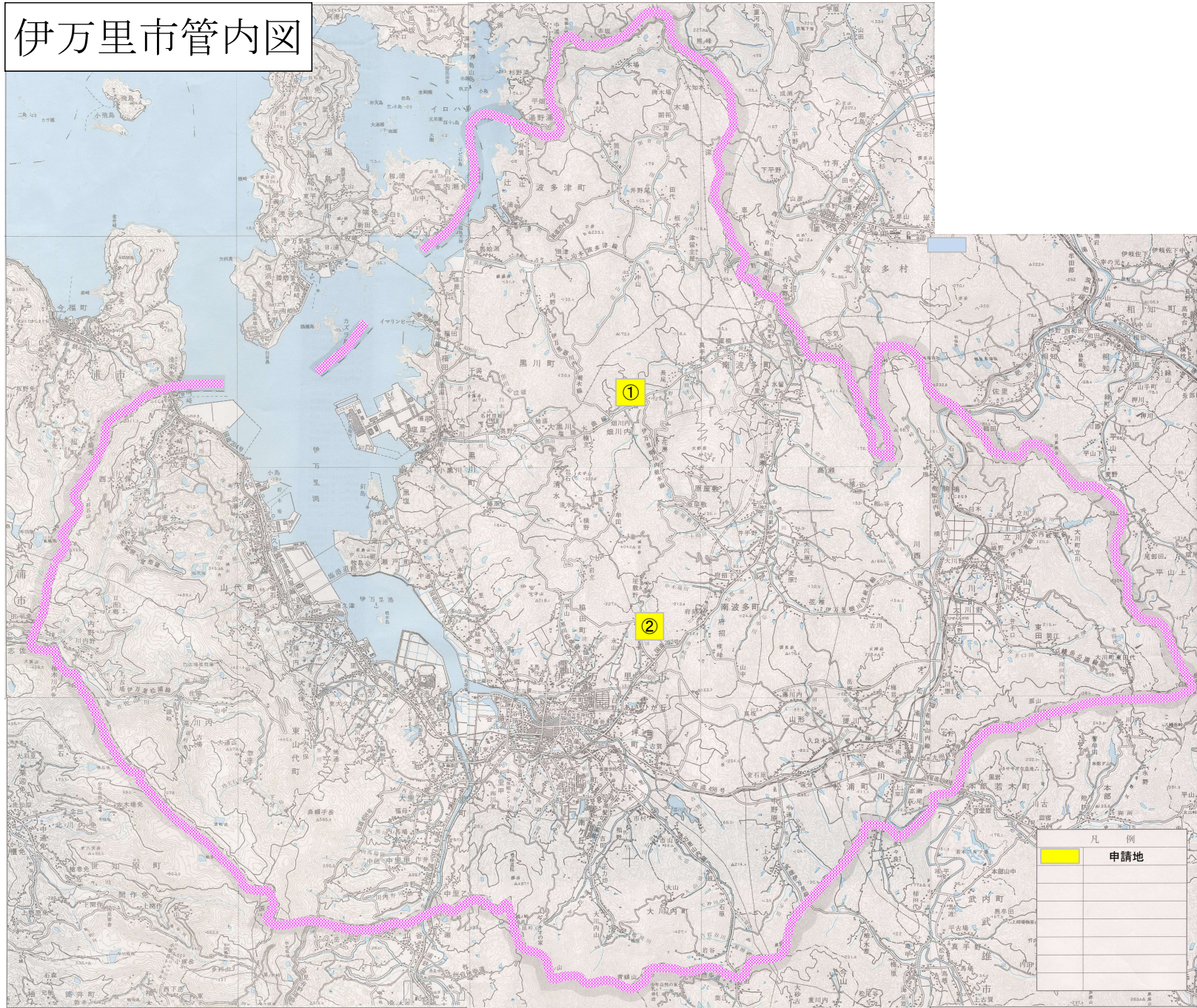
伊万里市長 深浦 弘信



記

- 1 農用地利用計画変更の縦覧場所  
伊万里市農業振興課 伊万里市立花町1355番地1  
伊万里市ホームページ

# 伊万里市管内図



用途区分を変更した農地(単位 : m<sup>2</sup>)

番号	町名・大字	字	地番	田	畑	樹園地	農業用 施設用地	面積計
1	黒川町畑川内	字持丸田	2187番の一部	14.45				14.45
2	大坪町	字岩峯	甲1007番1の一部		78.00			78.00
	合計		2筆	14.45	78.00			92.45

ア. 農業振興地域整備計画の変更経過

	変更決定年月日(法第12条の規定による)及び番号	備考
当初	令和7年3月25日付け伊万里市公告第15号	
第9回	令和8年5月28日付け伊万里市公告第33号	

イ. 農用地利用計画

	総面積	農 用 地						混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他
		農 地				採草放牧地	計				
		田	畑	樹園地	計						
農業振興地域	224,700,000.00 m <sup>2</sup>	30,374,997.44 m <sup>2</sup>	15,765,129.52 m <sup>2</sup>	2,494,446.54 m <sup>2</sup>	48,634,573.50 m <sup>2</sup>	243,378.00 m <sup>2</sup>	48,877,951.50 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	665,564.87 m <sup>2</sup>	114,137,909.81 m <sup>2</sup>	61,018,573.82 m <sup>2</sup>
農用地利用計画(当初)	32,769,597.27 m <sup>2</sup>	25,133,296.38 m <sup>2</sup>	5,098,492.48 m <sup>2</sup>	1,628,865.54 m <sup>2</sup>	31,860,654.40 m <sup>2</sup>	243,378.00 m <sup>2</sup>	32,104,032.40 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	665,564.87 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>
農用地利用計画(現在)	32,752,429.11 m <sup>2</sup>	25,122,238.30 m <sup>2</sup>	5,096,456.48 m <sup>2</sup>	1,627,881.54 m <sup>2</sup>	31,846,576.32 m <sup>2</sup>	243,378.00 m <sup>2</sup>	32,089,954.32 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	662,474.79 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>
変更計画	0.00 m <sup>2</sup>	-14.45 m <sup>2</sup>	-78.00 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	-92.45 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	-92.45 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	92.45 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>
変更後の農用地利用計画	32,752,429.11 m <sup>2</sup>	25,122,223.85 m <sup>2</sup>	5,096,378.48 m <sup>2</sup>	1,627,881.54 m <sup>2</sup>	31,846,483.87 m <sup>2</sup>	243,378.00 m <sup>2</sup>	32,089,861.87 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	662,567.24 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>

ウ. 変更総括調書

(ア) 用途区分を変更した農地

	1	2	3	4	5	6	7
変更事由	休憩所、トイレの設置	農業倉庫建築のため					
変更場所	黒川町畑川内 字持丸田 2187番の一部	大坪町 字岩峯 甲1007番1の一部					
変更面積(m <sup>2</sup> )	14.45	78.00					
備考	用途区分の変更	用途区分の変更					

変更事由							
変更場所							
変更面積(m <sup>2</sup> )							
備考							

(ア) 変更目的及び理由

休憩所、トイレの設置  
 法施行令第10条第1項第4号に基づき用途区分を変更する。

(イ) 変更する土地(用途区分変更)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
黒川町畑川内	字持丸田	2187番の一部	田		14.45	農用地区域内農地	
合計					14.45		

(ウ) 変更する土地の土地改良事業の概要、面工事施工年度

完了事業の概要(着工済のものを含む)					予定する事業		
事業の種類	着工年度	完了年度	事業受益面積	当該農用地区域 関係面積	事業の 種類	着工 年度	事業受益 面積
ほ場整備事業	昭和50 年	昭和55 年	53 ha	14.45 m <sup>2</sup>			

- ※ 完了公告日は、土地改良事業の工事完了公告がされた日であり、8年経過の算定基準となる。  
 ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日を8年経過の算定基準とすることが可能となる。
- ※ 掲載する事業は、以下のとおりとする。
- ・ 面工事業(農振法施行規則第4条の3第1号のロからニ)
  - ・ 農業水利事業、暗渠排水事業等(農振法施行規則第4条の3第1号のイ及びホ)  
 のうち事業実施中もしくは完了後8年未経過のもの

(エ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

- ① 市の意見  
 変更理由は農業振興に資するものであり、変更後に周辺の土地へ支障を及ぼすおそれはない。
- ② 農業委員会の意見  
 別紙のとおり
- ③ 土地改良区の意見及び処置状況  
 土地改良区なし
- ④ 農業協同組合の意見  
 別紙のとおり
- ⑤ その他  
 特になし

(オ) 多面的機能支払交付金の実施の有無  
 有

(カ) 中山間地域等直接支払交付金の実施の有無  
 無

(キ) 上記、(オ)、(カ)の他、国・県から補助金交付を受けた受益地(処分制限期間中)の該当の有無  
 無

【有の場合】

(事業名:                      事業                      実施年度                      年度)

伊農委第53号  
令和8年6月12日

伊万里市長 深浦弘信 様

伊万里市農業委員会  
会長 西山 哲



「農業振興地域整備計画変更申出書」に対する意見について (回答)

令和8年6月4日付け伊農振第100号で照会がありました標記の件について、別紙のとおり回答します。



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申請者	
申請地	黒川町畑川内字持丸田2187番の一部
申請地の状況	申請地は 黒川町畑川内 に位置している。
変更目的	休憩所及びトイレ
申請内容	用途区分の変更
農地区分について	申請地は、農地区分要件「第2の1の(1)のアの(ア)」の市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地に該当する。
転用許可の見込みについて	農用地区域内で、申請人が農業を行う上で必要な休憩所及びトイレのためということで、農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請の申出内容が用途区分の変更であることから、農地転用許可基準「第2の1の(1)のアの(イ)のb」により転用許可は可能である。
計画変更に対する農業委員会の意見	転用目的は休憩所及びトイレであり、農業を行う上で必要な施設であることから農地の流動化や集団化に関して支障ないと考えられる。 また、雨水については地下浸透、トイレは汲み取りする計画のため、農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

\*農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

J A伊営振発第 16 号  
令和 8 年 6 月 11 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合  
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域整備計画変更申出書」  
に対する意見について（回答）

令和 8 年 6 月 4 日付、伊農振第 100 号で照会がありました標記の件について  
下記のとおり回答します。

記

[申請に対する意見について]

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等  
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお  
いて、やむを得ないと思われます。



伊農整第159号  
令和8年6月12日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域整備計画変更申出書」に対する意見について（回答）

令和8年6月4日付け伊農振第100号で照会があった標記の件について下記のとおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり







伊農委第53号  
令和8年6月12日

伊万里市長 深浦弘信 様

伊万里市農業委員会  
会長 西山 哲



「農業振興地域整備計画変更申出書」に対する意見について (回答)

令和8年6月4日付け伊農振第100号で照会がありました標記の件について、別紙のとおり回答します。



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申請者	
申請地	大坪町字岩峯甲1007番1の一部
申請地の状況	申請地は大坪町に位置している。
変更目的	農業用倉庫
申請内容	用途区分の変更
農地区分について	申請地は、農地区分要件「第2の1の(1)のアの(ア)」の市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地に該当する。
転用許可の見込みについて	農用地区域内で、申請人が農業を行う上で必要な農業用倉庫のためということで、農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請の申出内容が用途区分の変更であることから、農地転用許可基準「第2の1の(1)のアの(イ)のb」により転用許可は可能である。
計画変更に対する農業委員会の意見	転用目的は農業用倉庫であり、農業を行う上で必要な施設であることから農地の流動化や集団化に関して支障ないと考えられる。 また、雨水については既存水路を経由し、南側の川へ流れる計画のため、農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

\*農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

J A伊営振発第 16 号  
令和 8 年 6 月 11 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合  
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域整備計画変更申出書」  
に対する意見について（回答）

令和 8 年 6 月 4 日付、伊農振第 100 号で照会がありました標記の件について  
下記のとおり回答します。

記

[申請に対する意見について]

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等  
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお  
いて、やむを得ないと思われます。



伊農整第159号  
令和8年6月12日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域整備計画変更申出書」に対する意見について（回答）

令和8年6月4日付け伊農振第100号で照会があった標記の件について下記のとおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



